

【新旧対照表】スタートパック加盟店特約(2024 年 9 月以降にお申込みの加盟店さま)

【改定前】	【改定後】	備 考
【第2条（サービス利用料）】 1. スタートパック加盟店は、本規約第20条（手数料の支払い）に定める手数料とは別に、サービス利用料として、当社所定の金額を口座振替により支払うものとします。 2. スタートパック加盟店がサービス利用料の支払いを怠った場合、当社は、本規約第35条（契約解除等）第1項第18号に基づき、取引停止、本加盟店契約の解除等の措置をとることができるものとします。 【第3条（有効期間・解約）】 1. スタートパック加盟店は、本規約第38条（有効期間・解約）にかかわらず、加盟店申込月（「スタートパック申込書」記載のお申込日が属する月）より起算して4年間は、本加盟店契約を解約することができないものとします。但し、当該期間中にスタートパック加盟店が本加盟店契約の解約を希望した場合において、当社は、当該解約に正当な理由があり、かつ、スタートパック加盟店が以下の違約金を負担することを条件に、本加盟店契約の解約に応じるものとします。	【第2条（サービス利用料）】 1. スタートパック加盟店は、本規約第21条（手数料の支払い）に定める手数料とは別に、サービス利用料として、当社所定の金額を口座振替により支払うものとします。 2. スタートパック加盟店がサービス利用料の支払いを怠った場合、当社は、本規約第36条（契約解除等）第1項第18号に基づき、取引停止、本加盟店契約の解除等の措置をとることができるものとします。 【第3条（有効期間・解約）】 1. スタートパック加盟店は、本規約第39条（有効期間・解約）にかかわらず、加盟店申込月（「スタートパック申込書」記載のお申込日が属する月）より起算して4年間は、本加盟店契約を解約することができないものとします。但し、当該期間中にスタートパック加盟店が本加盟店契約の解約を希望した場合において、当社は、当該解約に正当な理由があり、かつ、スタートパック加盟店が以下の違約金を負担することを条件に、本加盟店契約の解約に応じるものとします。	➤ 店頭販売加盟店規約条項追加に伴い条項番号の変更 ➤ 店頭販売加盟店規約条項追加に伴い条項番号の変更

以 上